

(捜三) 第40号

【K0102 | 5年 | 令和7年04月01日 | 指 導】

令和元年12月26日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

組織窃盗対策の推進について（例規通達）

対号 組織窃盗対策の推進及び捜査強化について（例規通達・平成12年6月22日（捜一）第41号）

この度、別添のとおり、警察庁から、組織窃盗対策推進上の留意事項等が示達されたので通知する。各位にあっては、示達内容に基づき、効果的な組織窃盗対策を強力に推進されたい。

なお、対号通達は、廃止する。

また、本通達の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁捜一発第41号
平成31年3月25日
警察庁刑事局捜査第一課長

組織窃盗対策の推進について(通達)

最近の組織窃盗の態様等について見ると、外国人や暴力団関係者等の関与が見られ、犯行グループがそれぞれの特性に応じ役割を分担して犯行を行うほか、犯行ごとに実行犯を入れ替えたり、犯行グループ同士で連携し、捜査をかく乱したりするなど、巧妙化している状況が見受けられる。

このような情勢を踏まえ、引き続き、下記事項に配意し、効果的な組織窃盗対策を強力に推進されたい。

なお、「組織窃盗対策の推進に当たっての留意事項等について」(平成9年4月8日付け警察庁丁捜一発第66号)及び「組織窃盗事件登録要領の制定について」(平成9年10月14日付け警察庁丁捜一発第184号)は廃止する。

記

1 組織窃盗の定義

組織窃盗とは、多数の被疑者が、中枢被疑者による指揮統制の下に、下見、窃取、盗品の運搬、処分等の各行為を分担又は共同して行う窃盗犯罪をいう。

2 組織窃盗事件の認定

都道府県警察においては、管内で発生する窃盗事件の犯行態様、被疑者等に関する情報、被害品の処分状況等を総合的に判断し、組織窃盗を迅速かつ積極的に把握すること。

また、組織窃盗事件を把握した際には、直ちに別記様式により警察庁及び当該道府県警察を管轄する管区警察局へ報告するとともに、他の管区警察局及び都道府県警察に通報すること。

3 組織窃盗対策推進上の留意事項

(1) 組織窃盗対策官の役割

組織窃盗対策官は、管内や周辺地域の犯罪情勢を踏まえ、組織窃盗捜査班等に対する適時適切な捜査指揮を行うとともに、組織実態及び盗品処分ルート等の解明に関する指導・調整、他の都道府県警察及び関係部門等との連携、その他組織窃盗対策に必要な諸対策の推進を図ること。

(2) 組織の実態解明

組織窃盗事件を認知した場合又は各種捜査情報等から組織窃盗グループを把握した場合は、当該組織に対する綿密な内偵捜査等を行い、組織の実態解明及び関係被疑者の検挙を徹底すること。

(3) 迅速な手配と積極的な合同捜査・共同捜査の実施

組織窃盗事件を認知した場合は、事件通報等必要な手配を迅速に行い、他の都道府県において発生している窃盗事件との関連性を検討し、必要に応じ当該都道府県警察との間において、早期に合同捜査・共同捜査の実施を検討すること。

(4) 部門間の連携強化

組織犯罪対策、生活安全等の各部門との連携を強化するとともに、事案に応じて部門を越えた合同捜査・共同捜査の推進に配慮すること。

(5) 多角的な法令の適用

捜査に当たっては、窃盗罪のみならず、あらゆる法令の適用を検討し、組織の中核被疑者の検挙を図るとともに、広範囲な捜索を徹底して行い、組織の実情や関連被疑者に関する資料及び他事件に関する資料の押収に努めること。

(6) 客観的証拠の収集

犯行現場における鑑識活動、防犯カメラ画像等の解析、電磁的記録の解析等を徹底し、より多くの客観的証拠の収集に努めること。

(7) 関係機関等との連携の強化

組織窃盗事件関係者の出入国や盗品の海外輸出等に関連する関係機関や民間の企業団体等との緊密な連携を図り、不法滞在者の送還、盗品処分ルート の摘発、不法所得に対する課税措置等につなげること。

別記様式

組織窃盗事件票

実施都道府県警察			
実施年月日		都道府県認定番号	号
事件名			
被疑者等 フリガナ 氏名 生年月日			異名
			人相 身体特徴等
本籍地 出生地 住居(前住居) 職業(職歴)			
検挙関係	検挙年月日		検挙都道府県
	罪名		逮捕種別
事件の概要 (事件チャート 添付のこと)			
認定理由			
捜査体制等	都道府県別 捜査体制 捜査拠点	名体制 署(課)	
捜査上の 留意事項			
捜査責任者	都道府県別 職名	氏名	電話